

## 第4期 石川の教育振興基本計画中間まとめに対する パブリックコメントの結果一覧

○募集期間 令和7年12月22日（月）～令和8年1月21日（水）

○寄せられたご意見 38件（ほかに賛成意見等53件）

○意見の内容（概要）と意見に対する考え方

全体に関わること

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
1	記載内容を高いレベルで求められると、学校や教育委員会が対応しきれなくなるのではないかな。	計画は方向性を示すものであり、具体的な事業実施にあたっては学校現場の状況も踏まえて取り組んでまいります。
2	計画に書く表現（「取り組む」「努める」「図る」など）の違いが、単なる言い換えなのか、達成度の違いを示すのか。	前後の文脈等より異なる表現を使用しているものであり、達成度等を意図したものではありません。
3	「計画の点検・評価」を毎年行う必要があるのか、それとも5年ごとの一括評価でもよいのか。	計画の点検・評価については、毎年度「教育行政の点検評価」として実施しております。
4	「子供の意見」は、取り上げた根拠がわからず、5年間の記載期間に耐えるのか。	「子供の意見」については、聴取した意見が計画に反映されていることを表す「例」として、意見が多かったものなどを記載しております。
5	第3期の達成目標について、結果が記載されていると進捗状況がわかる。	第3期の達成目標の結果については、別途、ホームページに掲載いたします。
6	全体として量が多いので、教育資源を考慮し、スリム化すべき。	計画に記載した取り組み等については必要なことと考えております。なお、教職員の働き方改革の取り組みも進めてまいります。

### 第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
7	「時間外勤務時間に関する年度比較」について、掲載データ（R3～6）では高校の勤務時間が増えているように見えるため、第3期にあるH29～R1の推移データがあると、「減少してきたが近年は横ばいである」ことが分かりやすくなる。	H29～R1の推移を記載いたしました。
8	計画全体が学校教育中心になっている。就学前教育や生涯教育の現状も示すと基本目標5～8の理解が深まる。	全ての状況について記載することは難しく、現状の記載としております。
9	地域とのつながりの希薄化の原因として「高齢化」は適切ではない。高齢者がコミュニティを支えているため、むしろ「情報化」などの要因の方が妥当ではないか。加えて、「核家族の進行」には少子化も補足すべきであり、現場感としては一人親世帯の増加や都市化により、子どもを支援できる環境が弱まっていることを懸念している。	原因には様々な要素が関係しておりますが、代表的なものとして、現在の記載としております。

### 第3章 石川県がめざす教育の姿

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
10	不登校を未然に防ぐ学校づくりに加え、不登校になった後も本人や保護者を支える高校の在り方に関心がある。定時制・通信制・単位制高校や多様な学びを提供する公立高校の充実を求める。	施策の方針5-1の主な取組として、新たに「不登校児童生徒の保護者への支援」を追加し、取り組んでまいります。また、施策の方針5-4の主な取組として、定時制・通信制の充実に取り組むこととしており、多様なニーズに応える学校づくりを推進してまいります。
11	今後、学びや進路について、多様な選択肢を発信することが、公立高校の存在意義を高める。また、私立は実績重視の傾向があるため、「誰一人取り残さない」公立高校の強みを伸ばすべき。	第4期計画では、新たに基本目標5として、誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進することを掲げたところであり、新たに施策の方針3-2「高等学校教育改革の推進」を設け、地域のニーズに応えられる学校づくりを進めてまいります。

第4章 施策の方針と主な取組

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
12	「現状と課題」と「主な取組」のつながりが分かりにくく、現状→課題→取組の流れが統一されていないため改善してほしい。現状と課題を分けて明示し、現状の根拠となる具体的データを示してほしい。	全ての状況について記載することは難しく、現状の記載としております。

基本目標1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
13	復興を担う人材育成については、実際の担い手となる専門高校への資源配分など、より具体的な施策が不足している。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。
14	防災教育について、被災地訪問の目的や内容が不明確で、専門高校向けプログラムや重点的予算配分が必要。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。
15	防災教育は「学校の防災力」と「生徒の防災力」の狙いが曖昧で、教員負担が過大なため、業務削減・短期集中型の取組や十分な予算措置が求められる。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。
16	奥能登地域の高校魅力化は、人口減少という根本課題があり、個々の高校の努力では限界があるため、教育資源の集約など大胆な再編策が必要である。	奥能登地域の高校の魅力化については、奥能登県立高校魅力化検討ワーキンググループを設置し、検討しており、今後、議論を深めてまいります。
17	学校の災害対応力向上について、教員養成だけでは限界があり、学校事情に精通した専門人材の配置が不可欠。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。
18	ICTを活用した遠隔授業は将来性があるが、教員任せでは困難で、研修機関等が関与した組織的・人的支援が必要。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。

基本目標3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
19	「情報活用能力の育成」にある「犯罪被害等」という表現を具体例で示すと、学校現場で頻発する問題をより明確に伝えられ、理解が深まるのではないかと。	ご指摘を踏まえて、「犯罪被害等も生じていることから」という表現を「ネット上のいじめや個人情報流出等が生じるおそれもあることから」と変更いたしました。
20	読書に関する記述に、司書教諭や学校司書との連携も盛り込むのもよい。図書館活用授業が彼らの支援で充実しており、その視点を加えることで計画がより具体的になる。	計画では方向性を示すものとして、現行記載としておりますが、具体の取組の際の参考とさせていただきます。
21	学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターとして重要である。その充実には資料購入予算と専門性のある担当職員（学校司書）の安定配置が欠かせない。しかし自治体間で司書の配置条件や待遇に差があり、読書環境や情報活用能力にも格差が生じているため、改善と支援を求める。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。
22	DAISY図書・電子図書・LLブックなどを活用した「読書バリアフリー」も計画に含めてほしい。	「読書バリアフリー」につきまして、施策の方針8-3の主な取組「地域における読書活動の推進」に記載がある「いしかわ障害者プラン2024」において推進方策とされております。
23	読書は学習の基盤であるが、学校図書館の予算不足や公共図書館の利用のしづらさから、高校生には十分な読書環境が整っていない。そのため、将来的には電子書籍の活用を検討する必要がある。	施策の方針8-3において、図書館のデジタル化、ネットワーク化の推進を記載したところであり、取り組みを進めてまいります。
24	新聞活用について、生徒にはなじみが薄いメディアであり、目的や活用方法が不明確であるうえ、購読していない家庭も多く、前提とすること自体に課題がある。	多様な情報収集手段の一つとして活用することで、情報活用能力の育成を図ることとしております。
25	教育DXの推進には、教員の意見要望を的確に読み取り、それを実現できる優秀な情報システム技術者との協働が不可欠。	計画では方向性を示すものとして、現行記載としておりますが、具体の取組の際の参考とさせていただきます。

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
26	職場体験やインターンシップの充実が重要だが、学校や受入先の人的・時間的負担を十分に考慮する必要があり、特に専門高校では早期の人材囲い込みを防ぐための一定の制限や慎重な運用が求められる。また、体験先の開発・調整や、事後指導を含めた教育的配慮も不可欠である。	職場体験、インターンシップ等は、キャリア教育において重要なものと考えており、関係者の負担等にも留意したうえで取組を進めてまいります。
27	時代のニーズに応じた職業教育については、産業教育フェアの効果は認められるものの、現場担当者の負担軽減への配慮が課題である。	関係者の負担等にも留意したうえで取組を進めてまいります。
28	産業構造や技術革新に対応するための学校環境整備は、具体性に欠けており、成果を上げるには人材・財政面での計画的投資や、設備更新に伴う校舎整備が必要である。	計画は方向性を示したものであり、具体の事業や予算については毎年度の予算編成等において適宜検討してまいります。

基本目標4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
29	いじめを契機に不登校となる子供は、被害によって学校生活に大きな影響を受ける一方、加害側は通常通り登校を続ける現状がある。不登校は家庭環境や本人の問題と見られがちだが、学校内の人間関係や安心感の欠如が要因となる場合も多い。被害を受けた子供が安心して休養・回復し、時間をかけて段階的に復帰できる支援体制の充実と、その歩みを尊重する教育施策を求めるとともに、いじめに対する厳しい対応（厳罰化）を強く望んでいる。	計画においては、施策の方針4-4においていじめ防止に向けた取組を、施策の方針5-1において不登校児童生徒への支援について掲げており、今後とも支援の充実を図ってまいります。
30	いしかわ百万石文化祭2023を契機として高校と特別支援学校との間で新しい交流が生まれ、2027いしかわ総文では特別支援学校も参画しインクルーシブな大会づくりが進んでおり、大会終了後も特別支援学校生徒が高文連の活動に継続して参加していくことになる。 そこで、2027いしかわ総文を開催することで高校生と特別支援学校生徒との交流がさらに深まり、共生社会への価値観が育まれる旨を計画の記述に反映してほしい。	施策の方針5-2において「特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進」を掲げており、取組を進めてまいります。
31	部活動の地域展開について、年次計画など具体的な記載を望む。	全ての状況について記載することは難しく、施策の方針4-7の主な取組「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進」の記載としております。

基本目標5 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
32	不登校について学校側が対応できる範囲には限界があるのではないかと。特に専門高校では、特性のある不登校傾向の生徒は実習で安全面のリスクが高く、その結果、教員の負担が大きくなる可能性がある。	不登校児童は増加傾向にあり、支援の充実が必要なことと考えております。なお、教職員の働き方改革も推進することとしており、信頼される学校づくりに取り組んでまいります。
33	「不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援」では、専任教員だけでなく相談員の役割にも触れると、現場の実態に沿った内容になる。相談員が別室登校の生徒に積極的に関わった結果、複数の不登校生徒が登校できるようになった経験があり、その効果を強く実感している。	計画では方向性を示すものとして、現行記載としておりますが、具体的取組の際の参考とさせていただきます。
34	子供の不登校により、保護者は就労時間を減らさざるを得ず、経済的負担が大きくなっている。 完全不登校の場合は早期に外部支援へつなぐ体制や、専門知識を持つ窓口・訪問型支援の充実が求められる。また、入学時や年度初めに相談先や対応策を示す仕組みが必要である。	計画では、新たに施策の方針5-1「不登校児童生徒への支援の充実」を設け、取組の充実を図ってまいります。なお、県教育委員会では「不登校児童生徒の保護者ためのガイドブック」を以下WEBサイトで掲載しておりますので、ご活用ください。  <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/documents/shiengaido.pdf">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/documents/shiengaido.pdf</a>
35	「1人1台端末を活用した心の健康観察」を入れてはどうか。すでに行っており、R7.12月12日付け文科省の通知文にも書かれている。	取組の事例を全て記載することは難しく、現状の記載としております。

基本目標 6 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
36	暴力動画がSNS上に掲載され、拡散が広がっている。情報モラルについての指導方針などを記載すべき。	施策の方針4-4の主な取組「インターネット上におけるトラブルへの対応」において、情報モラル教育の推進について記載しており、取組を進めてまいります。

基本目標 8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
37	県立図書館については金沢以外の地域の高校生にとっては利用が現実的ではないため、デジタル資料やデジタルアーカイブ化の推進が必要である。また、それらの高校教育での活用についても明確に示すのがよい。	施策の方針8-3において、図書館のデジタル化、ネットワーク化の推進を記載したところであり、取組を進めてまいります。

基本目標 9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

No	意見の内容（概要）	左記の意見に対する考え方
38	パラリンピックには聴覚障害のみの種目がないにもかかわらず、記載がパラリンピックに限られている点は、聴覚障害者を軽視しているようにも見える。デフアスリートについても、競技力向上を明記すべきである。	日本におけるパラスポーツ全体を総合的に統括・推進する中核組織である（公財）日本パラスポーツ協会に確認したところ、パラスポーツを『障がい者のスポーツ』として包括的に定義し、聴覚障害を除外せず、デフスポーツをパラスポーツの一領域として位置づけているとの回答がありました。 県としても同様の考えに基づき、今回の計画本文において、デフスポーツ及びデフアスリートも含む概念として「パラスポーツ」「パラアスリート」と記載しているところです。